

参考

岩手県産業廃棄物税条例

- 1 条例・規則対応表
- 2 Q & A
- 3 様式集

岩手県産業廃棄物税条例及び条例施行規則対応表

条 例	規 則
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第3条の規定に基づき、産業廃棄物税の課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について、法令に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、岩手県産業廃棄物税条例(平成14年岩手県条例第72号。以下「条例」という。)の実施のための手続その他その施行について必要な事項を定めるものとする。</p>
	<p>(徴収金等についての書類等)</p> <p>第2条 産業廃棄物税に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第1条第1項第14号に規定する地方団体の徴収金(以下「徴収金」という。)、過料又は歳入歳出外現金等についての書類、帳簿又は報告書その他出納に関する取扱手続で条例又はこの規則に定めのないものは、会計規則(平成4年岩手県規則第21号)の定めるところによる。</p>
	<p>(県税条例施行規則の準用)</p> <p>第3条 岩手県県税条例施行規則(昭和41年岩手県規則第12号。以下「県税条例施行規則」という。)第3条、第4条、第6条、第8条、第9条、第10条から第26条まで(第25条の表中1の項及び2の項を除く。)及び第81条の規定は、産業廃棄物税の賦課徴収について準用する。</p> <p>2 前項において準用する県税条例施行規則第3条、第4条及び第12条に規定する様式について、知事は、必要に応じ、所要の調整を加えて用いることができる。</p>
<p>(産業廃棄物税)</p> <p>第2条 県は、法第4条第6項の規定に基づき、産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用その他適正な処分に係る施策に要する費用に充てるため、産業廃棄物税を課する。</p>	
<p>(定義)</p> <p>第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 徴税吏員 岩手県県税条例(昭和29年岩手県条例第22号。以下「県税条例」という。)第2条第1号の徴税吏員をいう。</p> <p>(2) 徴収金 産業廃棄物税並びにその延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう。</p>	

<p>(3) 納付書 県税条例第 2 条第 3 号の納付書をいう。</p> <p>(4) 納入書 県税条例第 2 条第 4 号の納入書をいう。</p> <p>(5) 産業廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下この条及び第 10 条において「廃棄物処理法」という。）第 2 条第 4 項の産業廃棄物をいう。</p> <p>(6) 最終処分業者 廃棄物処理法第 14 条第 6 項若しくは第 14 条の 4 第 6 項の規定による知事の許可（廃棄物処理法第 14 条の 2 第 1 項又は第 14 条の 5 第 1 項の規定による事業の範囲の変更に係る許可を含む。）又は廃棄物処理法第 15 条の 4 の 3 第 1 項の規定に基づく環境大臣の認定（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 7 条の 5 において準用する同令第 5 条の 8 の規定による変更の認定を含む。）若しくは当該認定に係る処理の委託を受け、産業廃棄物の埋立処分を業として行う者をいう。</p> <p>(7) 最終処分場 産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所をいう。</p>	<p>（第 5 条表中 1 参照）</p>
<p>（徴税吏員の証票）</p> <p>第 4 条 徴税吏員は、産業廃棄物税の賦課徴収（滞納処分を除く。）に関する調査のため質問若しくは検査を行う場合又は滞納処分に関する調査のため質問、検査若しくは捜索を行う場合においては、その身分を証明する徴税吏員証票を携帯しなければならない。</p>	<p>（第 5 条表中 2 参照）</p>
<p>（広域振興局等の長に対する知事の権限委任）</p> <p>第 5 条 知事は、徴収金の賦課徴収に関する事項及び産業廃棄物税に係る過料の徴収に関する事項を、局長（産業廃棄物税の課税地を管轄する広域振興局等（広域振興局又は地方振興局をいう。以下同じ。）の長をいう。以下同じ。）に委任する。ただし、次に掲げる事項については、この限りでない。</p> <p>(1) 課税権の帰属その他法の規定の適用について関係都道府県知事が意見を異にする場合における知事の職務及び権限に属する事項</p> <p>(2) 産業廃棄物税の課税地が 2 以上の広域振興局等の管轄区域にわたる場合において、その課税地の指定に関する事項</p> <p>(3) 産業廃棄物税に係る過料処分の決定に関</p>	<p>（委任外事項等）</p> <p>第 4 条 知事は、条例第 5 条第 1 項各号の事項について決定したときは、必要事項を関係する広域振興局長又は地方振興局長（以下「局長」という。）に通知するものとする。</p> <p>2 局長は、条例第 5 条第 1 項第 2 号の規定による課税地の指定を要するものがある場合においては、知事にその指定を求めなければならない。</p>

<p>する事項</p> <p>2 知事は、前項の規定によって委任した事項について必要があると認める場合においては、広域振興局等の長に指示することができる。</p>																
	<p>(徴税吏員証票等の様式)</p> <p>第 5 条 次の表の左欄に掲げる条例の規定による同表中欄に掲げる書類の様式は、それぞれ同表右欄に定めるところによるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="810 510 1465 878"> <thead> <tr> <th>条項</th> <th>書類</th> <th>様式番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 条例第 3 条第 3 号及び第 4 号</td> <td>納付・納入(払込) 書</td> <td>県税条例施行規則様式第 5 号</td> </tr> <tr> <td>2 条例第 4 条</td> <td>徴税吏員証</td> <td>県税条例施行規則様式第 3 号</td> </tr> <tr> <td>3 条例第 7 条第 1 項</td> <td>納税管理人申告書</td> <td>県税条例施行規則様式第 22 号</td> </tr> <tr> <td>4 条例第 7 条第 1 項</td> <td>納税管理人承認申請書</td> <td>県税条例施行規則様式第 22 号の 2</td> </tr> </tbody> </table>	条項	書類	様式番号	1 条例第 3 条第 3 号及び第 4 号	納付・納入(払込) 書	県税条例施行規則様式第 5 号	2 条例第 4 条	徴税吏員証	県税条例施行規則様式第 3 号	3 条例第 7 条第 1 項	納税管理人申告書	県税条例施行規則様式第 22 号	4 条例第 7 条第 1 項	納税管理人承認申請書	県税条例施行規則様式第 22 号の 2
条項	書類	様式番号														
1 条例第 3 条第 3 号及び第 4 号	納付・納入(払込) 書	県税条例施行規則様式第 5 号														
2 条例第 4 条	徴税吏員証	県税条例施行規則様式第 3 号														
3 条例第 7 条第 1 項	納税管理人申告書	県税条例施行規則様式第 22 号														
4 条例第 7 条第 1 項	納税管理人承認申請書	県税条例施行規則様式第 22 号の 2														
<p>(課税地)</p> <p>第 6 条 徴収金は、課税地において賦課徴収する。</p> <p>2 前項の課税地は、最終処分場の所在地とする。</p> <p>3 知事は、前項の規定による課税地を不相当と認める場合又はこれにより難いと認める場合においては、同項の規定にかかわらず、別に課税地を指定することができる。</p>																
<p>(納税管理人)</p> <p>第 7 条 産業廃棄物税の納税義務者又は特別徴収義務者は、県内に住所、居所、事務所又は事業所(以下この項において「住所等」という。) を有しない場合においては、課税地を管轄する広域振興局等の管内に住所等を有する者(個人にあっては、独立の生計を営む者に限る。) のうちから納税管理人を定め、これを定める事由を生じた日から 10 日以内に納税管理人申告書を局長に提出し、又は当該広域振興局等の管内以外の地域に住所等を有する者(個人にあっては、独立の生計を営む者に限る。) のうち納税に関する一切の事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて納税管理人承認申請書を局長に同日から 10 日以内に提出してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他納税管理人申告書又は納税管理人承認申請書に記載した事項に異動を生</p>	<p>(納税管理人の承認等の通知)</p> <p>第 6 条 局長は、条例第 7 条第 1 項の規定による申請書を受理した場合において納税管理人の承認をしたとき、又は承認をしなかったときは、その旨を納税管理人承認(不承認) 通知書(県税条例施行規則様式第 22 号の 4) により当該申請者に通知しなければならない。</p> <p>2 局長は、条例第 7 条第 2 項において準用する岩手県県税条例(昭和 29 年岩手県条例第 22 号) 第 9 条第 2 項の規定による申請書を受理した場合において徴収金の徴収の確保に支障がないことについての認定をしたとき、又は認定をしなかったときは、その旨を徴収金の徴収確保に支障がないことの認定(認定をしないこと) 通知書(県税条例施行規則様式第 22 号の 5) により当該申請者に通知しなければならない。</p>															

<p>じた場合においても、また同様とし、その提出の期限は、その異動を生じた日から 10 日以内とする。</p> <p>2 県税条例第 9 条第 2 項から第 4 項までの規定は、前項の場合について準用する。</p>	
<p>(不申告に関する過料)</p> <p>第 8 条 知事は、納税義務者又は特別徴収義務者が、前条(納税義務者又は特別徴収義務者が同条第 1 項の承認又は同条第 2 項の規定によって準用される県税条例第 9 条第 2 項の認定を受けている場合を除く。)の規定によって、申告すべき事項について正当の事由がなくて申告をしなかった場合においては、その者に対し、3 万円以下の過料を科する。</p>	
<p>(県税条例の準用)</p> <p>第 9 条 県税条例第 6 条、第 6 条の 2、第 11 条、第 13 条から第 19 条まで及び第 21 条の規定は、産業廃棄物税の賦課徴収について準用する。この場合において、県税条例第 6 条の 2、第 11 条及び第 13 条中「県税」とあるのは「産業廃棄物税」と、第 21 条第 2 項中「税目それぞれ」とあるのは「産業廃棄物税」と読み替えるものとする。</p>	
<p>(課税客体)</p> <p>第 10 条 産業廃棄物税は、産業廃棄物の最終処分場への搬入に対し、次の各号に掲げる場合について、当該各号に掲げる者に課する。</p> <p>(1) 産業廃棄物が当該産業廃棄物を生じた者(当該産業廃棄物が廃棄物処理法第 12 条第 3 項の中間処理産業廃棄物である場合にあっては、当該中間処理産業廃棄物を生じた者とする。以下この号及び次号において同じ。)以外の者が設置する最終処分場に搬入された場合 当該産業廃棄物を生じた者</p> <p>(2) 産業廃棄物が当該産業廃棄物を生じた者が設置する最終処分場に搬入された場合 当該産業廃棄物を生じた者</p>	
<p>(課税標準)</p> <p>第 11 条 産業廃棄物税の課税標準は、最終処分場への搬入に係る産業廃棄物の重量とする。</p> <p>2 前項に規定する産業廃棄物の重量の計測が困難な場合においては、規則で定めるところにより換算して得た重量を当該産業廃棄物の重量とする。</p>	<p>(換算係数)</p> <p>第 7 条 条例第 11 条第 2 項に規定する規則で定めるところにより換算して得た重量は、次の表の左欄に掲げる産業廃棄物の種類(種類ごとの容量を計測できない産業廃棄物にあっては、その主たる産業廃棄物の種類)に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる換算係数を産業廃棄物の容量に乗じて得た</p>

重量とする。

産業廃棄物の種類	換算係数
1 燃え殻	1.14
2 汚泥	1.10
3 廃油	0.90
4 廃プラスチック類	0.35
5 紙くず	0.30
6 木くず	0.55
7 繊維くず	0.12
8 食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物	1.00
9 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号。以下「廃棄物処理法施行令」という。）第 2 条第 4 号の 2 に掲げる産業廃棄物	1.00
10 ゴムくず	0.52
11 金属くず	1.13
12 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	1.00
13 鋳さい	1.93
14 工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物	1.48
15 動物のふん尿	1.00
16 動物の死体	1.00
17 廃棄物処理法施行令第 2 条第 12 号に掲げる産業廃棄物	1.26
18 廃棄物処理法施行令第 2 条第 13 号に掲げる産業廃棄物	1.00

備考 1 この表の 1 の項から 4 の項までに掲げる産業廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）第 2 条第 4 項第 1 号に掲げる産業廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油及び廃プラスチック類とし、同表の 5 の項から 8 の項まで及び 10 の項から 16 の項までに掲げる産業廃棄物は、廃棄物処理法施行令第 2 条第 1 号から第 4 号まで及び第 5 号から第 11 号までの各号に掲げる廃棄物とする。

2 この表の換算係数は、1 立方メートル当たりのトン数とする。

（税率）

第 12 条 産業廃棄物税の税率は、1 トンにつき 1,000 円とする。

2 産業廃棄物税は、地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号）第 6 条の 17 第 2 項第 9 号に

<p>規定する法定外目的税で条例で指定するものとする。</p>																
<p>(徴収の方法)</p> <p>第 13 条 産業廃棄物税の徴収については、次の各号に掲げる場合について、当該各号に定める方法による。</p> <p>(1) 第 10 条第 1 号に規定する当該産業廃棄物を生じた者に産業廃棄物税を課する場合 特別徴収</p> <p>(2) 第 10 条第 2 号に規定する当該産業廃棄物を生じた者に産業廃棄物税を課する場合 申告納付</p>																
<p>(特別徴収義務者)</p> <p>第 14 条 産業廃棄物税の特別徴収義務者は、最終処分業者その他産業廃棄物税の徴収の便宜を有する者で規則で定めるものとする。</p> <p>2 前項の特別徴収義務者は、第 10 条第 1 号に規定する場合に課する産業廃棄物税を同号に規定する当該産業廃棄物を生じた者から徴収しなければならない。</p>	<p>(産業廃棄物税の特別徴収義務者の指定)</p> <p>第 8 条 条例第 14 条第 1 項に規定する産業廃棄物税の徴収の便宜を有する者で規則で定めるものは、最終処分場の設置者以外の者で局長が産業廃棄物税の徴収の便宜を有するものと認めて指定するものとする。</p> <p>2 局長は、前項の規定により産業廃棄物税の特別徴収義務者を指定した場合には、産業廃棄物税の特別徴収義務者指定通知書(様式第 1 号)により、当該特別徴収義務者として指定した者に通知しなければならない。</p>															
<p>(申告納入)</p> <p>第 15 条 産業廃棄物税の特別徴収義務者は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間において徴収すべき産業廃棄物税について規則で定める様式による納入申告書を局長に提出し、及びその納入金を納入書によって納入しなければならない。</p>	<p>(産業廃棄物税の納入申告書等の様式)</p> <p>第 9 条 次の表の左欄に掲げる法又は条例の規定による同表中欄に掲げる書類の様式は、それぞれ同表右欄に定めるところによるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="810 1335 1449 1727"> <thead> <tr> <th>条項</th> <th>書類</th> <th>様式番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 条例第 15 条</td> <td>産業廃棄物税納入申告書</td> <td>様式第 2 号</td> </tr> <tr> <td>2 条例第 18 条第 2 項</td> <td>産業廃棄物税還付・納入義務免除申請書</td> <td>様式第 3 号</td> </tr> <tr> <td>3 条例第 19 条第 3 項</td> <td>産業廃棄物税特別徴収義務者証</td> <td>様式第 6 号</td> </tr> <tr> <td>4 条例第 20 条第 1 項又は第 2 項</td> <td>産業廃棄物税納付(修正)申告書</td> <td>様式第 8 号</td> </tr> </tbody> </table>	条項	書類	様式番号	1 条例第 15 条	産業廃棄物税納入申告書	様式第 2 号	2 条例第 18 条第 2 項	産業廃棄物税還付・納入義務免除申請書	様式第 3 号	3 条例第 19 条第 3 項	産業廃棄物税特別徴収義務者証	様式第 6 号	4 条例第 20 条第 1 項又は第 2 項	産業廃棄物税納付(修正)申告書	様式第 8 号
条項	書類	様式番号														
1 条例第 15 条	産業廃棄物税納入申告書	様式第 2 号														
2 条例第 18 条第 2 項	産業廃棄物税還付・納入義務免除申請書	様式第 3 号														
3 条例第 19 条第 3 項	産業廃棄物税特別徴収義務者証	様式第 6 号														
4 条例第 20 条第 1 項又は第 2 項	産業廃棄物税納付(修正)申告書	様式第 8 号														
<p>(徴収猶予)</p> <p>第 16 条 局長は、産業廃棄物税の特別徴収義務者が産業廃棄物の埋立処分に係る料金及び産業廃棄物税の全部又は一部を前条の納期限までに受け取ることができなかつたことにより、その納入すべき産業廃棄物税に係る徴収金の全部又は一部を納入することができないと認める場合には、当該特別徴収義務者の申請によ</p>	<p>(担保の提供を免除する場合の要件及び担保の提供手続)</p> <p>第 10 条 条例第 16 条第 1 項に規定する規則で定める要件は、同項の規定による徴収猶予の申請をした産業廃棄物税の特別徴収義務者が当該徴収猶予の申請をした日前 3 年以内において産業廃棄物税に係る地方団体の徴収金について滞納処分を受けたことがなく、かつ、最近における産業廃棄物税</p>															

<p>り、その納入することができないと認められる金額を限度として、2月以内の期間を限って徴収猶予をすることができる。この場合において、局長は、規則で定める要件に該当して担保を徴する必要がないと認めるときを除き、その猶予に係る金額に相当する担保で法第16条第1項各号に掲げるものを、規則で定めるところにより、徴しなければならない。</p> <p>2 法第15条第4項、第15条の2及び第15条の3並びに第16条の2第1項から第3項までの規定は前項の規定による徴収猶予について、法第11条、第16条第2項及び第3項、第16条の2第4項並びに第16条の5第1項及び第2項の規定は前項の規定による担保について準用する。</p> <p>3 局長は、第1項の規定によって徴収猶予をした場合においては、その徴収猶予をした税額に係る延滞金額中当該徴収猶予をした期間に対応する部分の金額を免除するものとする。</p>	<p>に係る地方団体の徴収金の納入状況からみてその徴収猶予された期間の末日までに当該徴収猶予に係る産業廃棄物税を納入することが确实と認められることとする。</p> <p>2 地方税法施行令(昭和25年政令第245号)第6条の10の規定は、条例第16条第1項の規定により徴する担保の提供手続について準用する。</p>
<p>(徴収猶予の手続)</p> <p>第17条 前条第1項の規定による徴収猶予については、県税条例第15条第1項及び第15条の2の規定を準用する。</p>	
<p>(徴収不能額等の還付又は納入義務の免除)</p> <p>第18条 局長は、産業廃棄物税の特別徴収義務者が産業廃棄物の埋立処分に係る料金及び産業廃棄物税の全部又は一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認める場合又は徴収した産業廃棄物税額を失ったことについて天災その他避けることができない理由があるものと認める場合においては、当該特別徴収義務者の申請によりその産業廃棄物税額が既に納入されているときはこれに相当する額を還付し、前条の規定により徴収猶予をしているとき、その他その産業廃棄物税額がまだ納入されていないときはその納入の義務を免除するものとする。</p> <p>2 産業廃棄物税の特別徴収義務者は、前項の規定による申請をする場合においては、規則で定める様式による申請書に還付又は納入義務の免除を必要とする理由を証する書類を添付して、これを局長に提出しなければならない。</p> <p>3 局長は、第1項の規定により、産業廃棄物税額に相当する額を還付する場合において、還付</p>	<p>(徴収不能額等の還付又は納入義務の免除の承認等の通知)</p> <p>第11条 条例第18条第4項の規定による通知は、産業廃棄物税還付・納入義務免除承認(不承認)通知書(様式第4号)により行うものとする。</p> <p>(第9条表中2参照)</p>

<p>を受ける特別徴収義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当することができる。</p> <p>4 局長は、第1項の申請を受理した場合においては、同項又は前項に規定する措置を採るかどうかについて、その申請を受理した日から60日以内に特別徴収義務者に通知しなければならない。</p>	
<p>(特別徴収義務者としての登録等)</p> <p>第19条 産業廃棄物税の特別徴収義務者は、最終処分場において産業廃棄物の埋立処分を開始しようとする日の5日前までに、当該最終処分場ごとの産業廃棄物税の特別徴収義務者としての登録を局長に申請しなければならない。登録した事項に変更を生じた場合においては、その変更に係る事項についてその変更を生じた日から5日以内にその登録の変更を申請しなければならない。</p> <p>2 前項の登録の申請をする場合において提出すべき申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 特別徴収義務者の住所及び氏名又は名称 (2) 最終処分場の名称及び所在地 (3) 埋立処分の開始年月日 (4) その他規則で定める事項</p> <p>3 局長は、第1項の登録の申請を受理したときは、その申請をした者に対し、その者が産業廃棄物税を徴収すべき義務を課せられた者であることを証する規則で定める様式による証票を交付しなければならない。</p> <p>4 前項の証票の交付を受けた者は、これを当該最終処分場の公衆に見やすい箇所に掲示しなければならない。</p> <p>5 第3項の証票は、他人に貸し付け、又は譲り渡してはならない。</p> <p>6 第3項の証票の交付を受けた者は、当該最終処分場における産業廃棄物税の特別徴収の義務が消滅した場合においては、その消滅した日から10日以内に局長にその旨を申告し、その証票を返納しなければならない。</p>	<p>(特別徴収義務者としての登録の申請書)</p> <p>第12条 条例第19条第2項に規定する申請書は、産業廃棄物税特別徴収義務者登録申請書・最終処分場の設置等の届出書(登録票)(様式第5号)によるものとする。</p> <p>(産業廃棄物税の証票の再交付)</p> <p>第13条 産業廃棄物税の特別徴収義務者は、条例第19条第3項の規定により交付があった証票を紛失し、又は著しく破損し、若しくは汚損したときは、遅滞なく、産業廃棄物税に係る証票の破損、汚損・紛失届出書(様式第7号)により、局長に届け出なければならない。</p> <p>2 局長は、前項の届出があった場合において、その届出の事実が誤りがないと認めるときは、当該届出に係る特別徴収義務者に対し、前項の証票を再交付しなければならない。</p> <p>(特別徴収の義務の消滅に伴う申告)</p> <p>第14条 条例第19条第6項の規定による申告は、産業廃棄物税に係る廃業・証票の返納申告書(様式第7号)により行うものとする。</p>
<p>(申告納付等)</p> <p>第20条 第13条の規定によって産業廃棄物税を申告納付すべき納税者は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における申告納付</p>	<p>(第9条表中4参照)</p>

<p>すべき産業廃棄物税について規則で定める様式による納付申告書を局長に提出し、及びその申告した税額を納付書によって納付しなければならない。</p> <p>2 前項の規定によって納付申告書を提出した者は、納付申告書を提出した後においてその申告に係る課税標準たる重量又は税額を修正しなければならない場合においては、遅滞なく、規則で定める様式による修正申告書を提出するとともに、修正により増加した税額があるときは、これを納付書によって納付しなければならない。</p>	
<p>(最終処分場の設置等の届出)</p> <p>第 21 条 最終処分場の設置者(第 19 条第 1 項の規定により登録を申請する者を除く。)は、当該最終処分場における産業廃棄物の埋立処分を開始しようとする日の 5 日前までに、次に掲げる事項を局長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 最終処分場の設置者の住所及び氏名又は名称</p> <p>(2) 最終処分場の名称及び所在地</p> <p>(3) 埋立処分の開始年月日</p> <p>(4) その他規則で定める事項</p> <p>2 前項の届出をした者は、その届出事項に変更を生じた場合においては、遅滞なく、その旨を局長に届け出なければならない。</p> <p>3 前 2 項の規定は、最終処分場を譲り受け、若しくは借り受けた者又は産業廃棄物税の特別徴収の義務が消滅した場合になお産業廃棄物の埋立処分を行う者について準用する。この場合において、第 1 項中「埋立処分を開始しようとする日の 5 日前までに」とあるのは、「埋立処分を開始した日から 5 日以内に」と読み替えるものとする。</p>	<p>(最終処分場の設置等の届出)</p> <p>第 15 条 条例第 21 条第 1 項及び第 2 項(同条第 3 項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、産業廃棄物税特別徴収義務者登録申請書・最終処分場の設置等の届出書(登録票)により行うものとする。</p>
<p>(帳簿の保存等)</p> <p>第 22 条 産業廃棄物税の特別徴収義務者及び産業廃棄物税を申告納付すべき納税者(次条及び第 24 条において「産業廃棄物税の特別徴収義務者及び納税者」という。)は、帳簿を備え、規則で定めるところにより、最終処分場への産業廃棄物の搬入に関する事実をこれに記載し、当該搬入の行われた日の属する月の末日の翌日から 1 月を経過した日から 5 年間保存しなければならない。</p>	<p>(帳簿記載義務)</p> <p>第 16 条 条例第 22 条に規定する産業廃棄物税の特別徴収義務者及び納税者(以下「特別徴収義務者及び納税者」という。)は、産業廃棄物の搬入に係る最終処分場ごとに、次に掲げる事項を産業廃棄物の搬入の都度条例第 23 条に規定する帳簿(以下「産業廃棄物税関係帳簿」という。)に記載しなければならない。</p> <p>(1) 産業廃棄物の搬入年月日</p> <p>(2) 産業廃棄物を生じた者の氏名又は名称及び</p>

	<p>住所又は所在地 (3) 産業廃棄物の重量及び税額</p>
<p>(産業廃棄物税関係帳簿の電磁的記録による保存等)</p> <p>第 23 条 産業廃棄物税の特別徴収義務者及び納税者は、前条の規定により備付け及び保存をしなければならない帳簿(以下「産業廃棄物税関係帳簿」という。)の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合であって、局長の承認を受けたときは、規則で定めるところにより、当該承認を受けた産業廃棄物税関係帳簿に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)の備付け及び保存をもって当該承認を受けた産業廃棄物税関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。</p>	<p>(産業廃棄物税関係帳簿の電磁的記録による保存等)</p> <p>第 17 条 条例第 23 条の承認を受けている特別徴収義務者及び納税者は、地方税法施行規則(昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「総務省令」という。)第 25 条第 1 項の規定の例により当該承認を受けている産業廃棄物税関係帳簿に係る条例第 23 条に規定する電磁的記録(以下「電磁的記録」という。)の備付け及び保存をしなければならない。</p>
<p>(産業廃棄物税関係帳簿の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等)</p> <p>第 24 条 産業廃棄物税の特別徴収義務者及び納税者は、産業廃棄物税関係帳簿の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合であって、局長の承認を受けたときは、規則で定めるところにより、当該承認を受けた産業廃棄物税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルム(電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいう。以下同じ。)による保存をもって当該承認を受けた産業廃棄物税関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。</p> <p>2 前条の承認を受けている産業廃棄物税の特別徴収義務者及び納税者は、規則で定める場合において、産業廃棄物税関係帳簿のうち同条の承認を受けているものの全部又は一部についてその承認を受けた局長の承認を受けたときは、規則で定めるところにより、当該承認を受けた産業廃棄物税関係帳簿に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該承認を受けた産業廃棄物税関係帳簿に係る電磁的記録の保存に代えること</p>	<p>(産業廃棄物税関係帳簿の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等)</p> <p>第 18 条 条例第 24 条第 1 項の承認を受けている特別徴収義務者及び納税者は、総務省令第 26 条第 1 項の規定の例により当該承認を受けている産業廃棄物税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の条例第 24 条第 1 項に規定する電子計算機出力マイクロフィルム(以下「電子計算機出力マイクロフィルム」という。)による保存をしなければならない。</p> <p>2 条例第 24 条第 2 項に規定する規則で定める場合は、総務省令第 26 条第 3 項各号に掲げる場合とする。</p> <p>3 条例第 24 条第 2 項の承認を受けている特別徴収義務者及び納税者は、総務省令第 26 条第 4 項の規定の例により当該承認を受けている条例第 25 条に規定する産業廃棄物税関係帳簿に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をしなければならない。</p>

<p>ができる。</p>	
<p>(条例の規定の適用)</p> <p>第 25 条 第 23 条又は前条各項のいずれかの承認を受けている産業廃棄物税関係帳簿に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムに対するこの条例の規定の適用については、当該電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムを当該産業廃棄物税関係帳簿とみなす。</p>	
<p>(使 途)</p> <p>第 26 条 知事は、県に納入され、又は納付された産業廃棄物税額に相当する額から産業廃棄物税の賦課徴収に要する費用を控除して得た額を、産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用その他適正な処分に係る施策に要する費用に充てなければならない。</p>	
	<p>(産業廃棄物税の更正等の通知)</p> <p>第 19 条 法第 733 条の 16 第 4 項、第 733 条の 18 第 5 項又は第 733 条の 19 第 4 項の規定による通知は、産業廃棄物税更正、決定・加算金決定通知(納税の通知) 書 (様式第 9 号) により行うものとする。</p>
<p>(補 則)</p> <p>第 27 条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、知事が定める。</p>	
<p>附 則</p> <p>(施行期日等)</p> <p>1 この条例は、規則で定める日から施行し、同日以後に行う最終処分場への産業廃棄物の搬入に係る産業廃棄物税について適用する。(平成 15 年 6 月規則第 86 号で、同 16 年 1 月 1 日から施行)</p> <p>(施行前の準備)</p> <p>2 第 14 条第 1 項の規定により特別徴収義務者に指定されることとなる者に係る特別徴収義務者としての登録申請及び証票の交付は、この条例の施行の日 (以下「 施行日 」という。) 前においても、第 19 条第 1 項 (次項の規定が適用される場合を含む。) 及び第 3 項の規定の例により行うことができる。</p> <p>(経過措置)</p> <p>3 施行日において現に最終処分業者である者については、施行日に産業廃棄物の埋立処分を開始しようとするものとみなして、第 19 条第</p>	<p>附 則</p> <p>この規則は、条例の施行の日から施行する。</p> <p>(岩手県産業廃棄物税条例の施行期日を定める規則) (平成 15 年 6 月規則第 86 号)</p> <p>岩手県産業廃棄物税条例の施行期日は、平成 16 年 1 月 1 日とする。</p>

1 項の規定を適用する。この場合において、同項中「最終処分場において産業廃棄物の埋立処分を開始しようとする日の5日前までに」とあるのは、「直ちに」とする。

- 4 施行日において現に最終処分場の設置者である者（前項の者を除く。）については、施行日に産業廃棄物の埋立処分を開始しようとするものとみなして、第21条第1項の規定を適用する。この場合において、同項中「当該最終処分場における産業廃棄物の埋立処分を開始しようとする日の5日前までに」とあるのは、「直ちに」とする。

（検討）

- 5 知事は、この条例の施行後5年を目途として、この条例の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- 6 知事は、岩手県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例（平成21年岩手県条例第25号）の施行後5年を目途として、この条例の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成15年12月16日条例第77号）

この条例は、平成16年1月1日から施行する。

附 則（平成16年3月25日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月28日条例第28号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年12月15日条例第75号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（過疎地域における県税の課税免除に関する条例等の一部改正に伴う経過措置）

- 11 この条例の施行前にこの条例による改正前の過疎地域における県税の課税免除に関する条例、農村地域における県税の課税免除に関する条例、中心市街地における県税の不均一課税に関する条例、特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例、岩手県産業廃棄物税条例及び岩手県県税条例の一部を改正する条例（以下「過疎地域における県税の課税免除に関する条例等」という。）の規定により次に掲

附 則（平成17年3月31日規則第52号）

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

- 2 この規則による改正前の岩手県産業廃棄物税条例施行規則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成17年8月5日規則第76号抄）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月31日規則第98号）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

- 2 この規則による改正前の岩手県規則（以下「改正前規則」という。）の様式による申請書等は、この規則による改正後の当該岩手県規則の様式による申請書等とみなす。

- 3 改正前規則の様式による用紙等は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

げる地方振興局長によってされた処分、手続その他の行為及び当該地方振興局長に対してされた申請、届出その他の行為は、この条例による改正後の過疎地域における県税の課税免除に関する条例等の相当規定に基づいて、県南広域振興局長によってされた処分、手続その他の行為及び当該広域振興局長に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

- (1) 花巻地方振興局
- (2) 北上地方振興局
- (3) 水沢地方振興局
- (4) 一関地方振興局
- (5) 千厩地方振興局
- (6) 遠野地方振興局

附 則（平成 21 年 3 月 30 日条例第 25 号）

この条例は、公布の日から施行する。

産業廃棄物税 Q & A 目次

第1 総論

問1	産業廃棄物税は、どのような税か？	1
問2	なぜ産業廃棄物税を導入するのか？	1
問3	いつから実施するのか？	1
問4	全国一律に導入すべきではないか？	1
問5	他県では産業廃棄物税を導入しているのか？	1
問6	なぜ、最終処分業者が特別徴収する方式になったのか？	1
問7	財源の確保が目的なのか？	2
問8	課税すれば、産業廃棄物が県外に流出するのではないか？	2
問9	不法投棄が増えるのではないか？	2
問10	なぜ経済情勢の悪いこの時期に導入するのか？	2
問11	経済がますます悪くなるのではないか？	2
問12	リサイクル促進の妨げになるのではないか？	3
問13	企業立地への影響はないのか？	3
問14	恒常的なリサイクルシステムを構築してはどうか？	3
問15	リサイクルの推進に向けて税としても配慮してはどうか？	3
問16	個別リサイクル法との関係は怎么样了のか？	3
問17	北東北三県の連携状況は？条例上異なる点はないのか？	4
問18	環境保全協力金との関係は怎么样了のか？	4

第2 目的・用途

問1	産業廃棄物税の目的は何か？	5
問2	この税の用途は何か？	5
問3	不法投棄の処理の費用に充てるのか？	5
問4	発生抑制よりリサイクル促進を目指してはどうか？	5
問5	最終処分量の削減に繋がるのか？	5
問6	税収見込みはどうか？	6

第3 用語の意義

問1	産業廃棄物とは？	7
問2	最終処分業者とは？	7
問3	最終処分場とは？	7
問4	最終処分とは？	7
問5	中間処理業者とは？	7
問6	中間処理とは？	7
問7	放射性廃棄物は、産業廃棄物に含まれるのか？	7
問8	関係法令が改正され、産業廃棄物の定義が変わったときはどうなるのか？	8
問9	特別徴収とは、どういう制度か？特別徴収義務者は誰になるのか？	8
問10	申告納付とは何か？	8

問 11	申告納入とは何か？	8
問 12	申告納付と申告納入との違いは何か？	8
問 13	産業廃棄物の発生抑制とは何か？	9
問 14	産業廃棄物の減量化の促進とは何か？	9
問 15	産業廃棄物の再生利用の促進とは何か？	9
問 16	その他適正な処理の促進とは何か？	9
問 17	分別は中間処理に当たるのか？	9

第 4 課税客体及び納税義務者等

問 1	課税の対象は何か？	1 0
問 2	なぜ、産業廃棄物に限るのか？一般廃棄物には課税しないのか？	1 0
問 3	併せ産廃(一般廃棄物と産業廃棄物の混合物)を焼却した残さを産業廃棄物の最終処分場に埋め立てた場合の課税はどうなるのか？	1 0
問 4	最終処分場に搬入後、掘り起こして、別の最終処分場に埋め立てたがどうなるのか？	1 0
問 5	非課税制度や課税除外される産業廃棄物はないか？	1 0
問 6	不法投棄には課税にならないのか？	1 0
問 7	生活上不可欠な下水道事業に伴う汚泥は課税除外すべきではないか？	1 1
問 8	零細な事業者に対して、軽減措置を講じるべきではないか？	1 1
問 9	自社処理については、特例措置を講じるべきではないか？	1 1
問 10	最終処分場に搬入された産業廃棄物を分別した結果、埋立できなかった物に対しては課税されるか？	1 1
問 11	1 トン 1 円でいくらでも、有価物であれば課税にならないか？	1 1
問 12	納税義務者(納税者)は誰になるか？	1 2
問 13	中間処理業者を納税義務者にする理由は何か？	1 2
問 14	直接排出事業者に課税すべきではないか？	1 2
問 15	残余容量が少なく、現在埋立をしていないがどうすればよいか？	1 3
問 16	登録申請しなければ特別徴収しなくてもよいか？	1 3

第 5 課税標準

問 1	課税標準は何か？	1 4
問 2	重量の計測方法はどのようにするのか？	1 4
問 3	産業廃棄物の重量の計測が困難な場合とはどういう場合か？	1 4
問 4	産業廃棄物の重量の計測が困難な場合にはどうするのか？	1 4
問 5	換算係数は独自の係数を使用してよいのか？	1 4
問 6	産業廃棄物の種類が特定できない場合はどうするのか？	1 4
問 7	複数の排出事業者を廻って、まとめて搬入する場合、それぞれの排出事業者ごとの重量が特定できないがどうするのか？	1 4
問 8	1 か月分を一括して、搬入している収集運搬業者に請求しているので、各排出事業者ごとのそれぞれの産業廃棄物税は請求できないがどうするのか？	1 5
問 9	直接最終処分場に搬入する場合は？	

ア	委託契約書へ産業廃棄物税をどのように織り込めばよいか。……………	1 5
イ	最終処分業者からの請求書について、処理費用と産業廃棄物税は別に請求されるのか……………	1 5
ウ	処分委託費を一括支払い（数ヶ月毎や半期毎等）している場合、産業廃棄物税も一括して処分業者に支払えるのか。……………	1 5
問 10	中間処理業者へ委託する場合は？	
ア	委託契約書へ産業廃棄物税をどのように織り込めばよいか。委託契約単価へ上乗せすればよいのか。または税として区別するのか。……………	1 5
イ	中間処理業者に処理を委託した場合、処理後の残さに対して産業廃棄物税相当分を負担することになるのか。また、その場合、三重県のように処理施設に応じた処理係数を示されるのか。……………	1 5
ウ	中間処理業者に混合廃棄物の処理を委託する場合、一式として産業廃棄物税を織り込むのか、品目ごとに織り込むのか。……………	1 5
問 11	自社処分場に搬入する場合は？	
ア	申告納付の方法はどのようになるのでしょうか。また、申告書の様式等は示されるのか。……………	2 4
問 12	請負工事の場合は？	
ア	複数工事の産業廃棄物を一括して処分する場合、または単一工事の産業廃棄物を複数回にわたり処分する場合、それぞれの工事において計画発生量相当の課税分を上乗せして請負工事業者に支払うことで問題ないか。……………	2 4
イ	大規模な請負付託工事においては、請負工事費の納入が申告納入期限以降となることから申告納入期限の緩和はできないか。……………	2 4

第 6 税率

問 1	税率はいくらか？……………	1 6
問 2	税率はどのように設定したのか？……………	1 6
問 3	税額の端数はどのように計算するのか？……………	1 6
問 4	なぜ 1 円未満切捨てとしたのか？……………	1 6
問 5	処理料金が品目によって異なるのに、税率が同一なのは不公平ではないか？ ……	1 6
問 6	免税点を設けるべきではないか？……………	1 6

第 7 徴収の手続き等

問 1	徴収の方法はどうなっているのか？……………	1 7
問 2	なぜ特別徴収方式を採用したのか？……………	1 7
問 3	徴収の便宜を有する場合は、どういう場合か？……………	1 7
問 4	申告納入の手続きは具体的にはどうするのか？……………	1 7
問 5	自社処理の場合は、なぜ申告納付方式なのか？……………	1 7
問 6	申告納付の手続きはどうするのか？……………	1 8
問 7	本税の申告時期及び 納入(納付)時期はいつか？……………	1 8
問 8	申告納入期限までの期間が短すぎるのではないか？……………	1 8
問 9	課税地は何処になるのか？……………	1 8

問 10	排出事業者が、最終処分場に直接搬入したときはどうなるのか？	1 8
問 11	中間処理施設に搬入したときはどうなるのか？	1 8
問 12	問 11 の場合、排出事業者は税を負担しなくていいのか？	1 8
問 13	中間処理業者はどのようにして税を転嫁するのか？	1 9
問 14	特別徴収義務者の登録制度とはどのようなものか？	1 9
問 15	最終処分場の設置の届出制度とはどのようなものか？	1 9
問 16	申告期限までに、取引先から入金がない場合、申告納入はどうするのか？	1 9
問 17	徴収猶予とはどのような制度か？	1 9
問 18	申告期限後から徴収猶予期限前に入金見込みの分は猶予対象となるか？	2 0
問 19	取引先が倒産して売掛金の回収ができない場合はどうするのか？	2 0
問 20	期限後申告の場合はどうなるのか？	2 0
問 21	過少申告や不申告の場合はどうなるのか？	2 0
問 22	徴収コストが多大にかかるのではないかと？	2 0
問 23	最終処分業者の事務負担が多大ではないかと？	2 1
問 24	便乗値上げなどで処理料金が過大に上がるのではないかと？	2 1

第 8 特別徴収義務者及び納税者の帳簿の記帳義務及び保存義務

問 1	帳簿の記載義務及び保存義務とはどのようなものか？	2 2
問 2	なぜ保存義務を課すのか？	2 2
問 3	廃棄物処理法による保存義務との関係は、具体的にどう異なるのか？	2 2
問 4	なぜ保存期間が 5 年間なのか？	2 2
問 5	具体的にいつから 5 年間なのか？	2 2
問 6	帳簿の内容はどのようなものか？	2 2
問 7	帳簿を保存しないと罰則はあるか？	2 2
問 8	電磁記録による書類の保存は、具体的にどのようにするのか？	2 3
問 9	請求書や領収書は、具体的にどのようにすればよいのか？	2 3
問 10	自社処理分については、計量も帳簿も記載しなくてよいのか？	2 3

第 9 その他

問 1	会計システムの変更などに対して、助成措置はあるか？	2 4
問 2	特別徴収交付金の交付率又は金額はどの程度か？	2 4
問 3	公共事業などの事業費中、産業廃棄物処理費用に産業廃棄物税相当分を計上して もらえないか？	2 4
問 4	納税者でも納税義務者でもない産業廃棄物業者が産業廃棄物税相当分を負担し なくてもよいように排出事業者に周知を図るべきではないか？	2 4
問 5	公共事業で建物等を解体した場合などはどうなるのか？	2 4
問 6	1 6 年 1 月時点で既に契約済み、または発注済のものについては課税対象となる のか。課税対象となればどのように対応すればよいのか？	2 4
問 7	産業廃棄物税に対する消費税については、どのような取扱いになるのか？	2 4
問 8	産業廃棄物税の税率は 1 , 0 0 0 円 / トンということだが、 1 トン未満の産業廃	

- 棄物の課税についてはどのようになるのか？ 2 4
- 問 9 マニフェストに重量以外で記載されている場合、重量換算をどのようにすればよいのか？ 2 4
- 問 10 排出事業者の委託数量と中間処理業者及び最終処分業者の処理数量との検証や、中間処理業者及び最終処分業者等の申告納入（納付）に対する検査（調査）はどうするのか？ 2 4
- 〔関連〕 発注者及び委託者としての納税確認及び排出事業者としての納税確認はできるのか？
- 問 11 産業廃棄物処理業者等に対して、産業廃棄物税に関する契約手続き等の周知はどのようにして行うのか？ 2 4

第1 総論

問1 産業廃棄物税は、どのような税か？

県の独自の判断で導入することができるかとされている法定外目的税で、岩手県では初めてのものです。環境施策などの産業廃棄物の適正な処理の促進に関する費用に充てることを目的とするものです。

問2 なぜ産業廃棄物税を導入するのか？

産業廃棄物の量の増大、種類の多様化、不法投棄の増加等は大きな社会問題となっていますが、今まではその対策として、報告義務や罰則等の規制的手法や企業の自主的な取組みに委ねてきたところです。

これらに加えて最終処分に掛かる経費の削減を図ろうとする経済的な刺激を与えることによって最終処分量の減少を促すことを目的として導入するものです。

問3 いつから実施するのか？

平成14年12月議会で条例は議決され、総務省の同意が平成15年5月13日に得られました。条例施行規則等の整備を行い、県民、事業者及び産業廃棄物の最終処分業者などに周知を計ったうえで、平成16年1月1日から施行されています。

問4 全国一律に導入すべきではないか？

全国的に同じ制度で導入することが望ましいのですが、各県の事情もあり全国一斉に統一した制度を導入するのは困難です。また、国では検討を始めたばかりですから導入されるとしてもまだ先のことになる見通しです。

ただし、産業廃棄物は広範に移動するものですから、北東北三県で同一の制度により導入を図ったものです。

問5 他県では産業廃棄物税を導入しているのか？

全国で始めて導入した三重県は平成14年4月から、次に中国地方三県（岡山県、広島県、鳥取県）が平成15年度から実施し、岩手県を含む北東北三県がそれに続いています。

その後、滋賀県、新潟県、奈良県及び山口県で条例が制定され、その他に20道府県ほどが検討しているところです。

問6 なぜ、最終処分業者が特別徴収する方式になったのか？

最終処分業者が特別徴収する方式のメリットは、

搬入される全ての産業廃棄物を課税対象（免税点を設けず公平に課税）にできること。

中間処理業者に対して直接減量化、リサイクルへの刺激となること。

二重課税となる可能性が低いこと。

税制度が比較的簡素であり、徴税コストも比較的少なくて済むこと。

デメリットは、

排出事業者に対する直接的な発生抑制の刺激が弱いこと。

最終処分業者に税の徴収など事務が負担増となること。

税相当分の転嫁がスムーズに行われるかどうか懸念されること。

などが考えられます。こうした検討を行った結果、北東北三県が連携して一つの税制の下に実施する場合、まず税制度が簡素であり、二重課税となる可能性が低いことなどから総合的に判断したものです。

問7 財源の確保が目的なのか？

産業廃棄物税は環境税の一つと考えられ、産業廃棄物の発生抑制や最終処分量の抑制等によって環境への大きな負荷を抑制することが第一義的な目的です。税収は副次的なものであり、本税が効果的に作用するならば、税収はおのずと少なくなるものであり、税収増を期待して導入する性格のものではありません。

問8 課税すれば、産業廃棄物が県外に流出するのではないのか？

北東北三県では同様の制度で導入しますので、三県内での条件は同じです。

隣県の宮城県では産業廃棄物税を導入していませんが、税率がトン当たり1,000円ですから、税による負担の増加と運搬料の増加との関係を考えて、税を納めたほうが安く済むと見込まれますので県外への流出が極端に増えることはないと考えています。

なお、宮城県に対しても同様の制度による導入を働きかけていたところ、平成16年2月議会で可決しました。

問9 不法投棄が増えるのではないのか？

税の負担を免れるための不法投棄の増加が懸念されますが、監視体制の強化等による不法投棄対策に一層力を注いで行くこととしています。

問10 なぜ経済情勢の悪いこの時期に導入するのか？

経済状況が悪いからといって、環境問題を後回しにはできません。できるだけ早期に循環型地域社会を構築し定着することが望ましいと考えられます。

また、産業廃棄物税は環境施策に使われますから、新たなリサイクル産業等が創造されることなどにより、社会全体として経済的なロスが少なくなることが期待できます。

問11 経済がますます悪くなるのではないのか？

産業廃棄物税は、産業廃棄物の発生抑制、リサイクル促進などの効果を期待していますが、法定外目的税として環境施策に使われることから、県のその他の施策と合せて全体としてリサイクル産業の育成、活性化に繋がるものと考えられます。

問12 リサイクル促進の妨げになるのではないのか？

本県の産業廃棄物制度は、最終(埋立)処分される産業廃棄物のみに課税され、中間処理及びリサイクル等に利用される産業廃棄物には課税されません。

よって、制度自体が、中間処理等による減量化及びリサイクルの促進を促すことを目的としているものです。

問13 企業立地への影響はないのか？

新たな税を課すことはコスト増を伴い、企業にとってはマイナス要因の1つとなりますが、一方で、産業廃棄物税は環境にやさしい企業ほど少なくなり、その税収は、環境対策の課題解決に向けた取組みを支援することなどに使われるため、企業にとってもプラスになるものと考えています。

また、産業廃棄物問題は現在でも企業にとって既に避けて通ることのできない課題となっており、環境問題に積極的に取り組むことで企業の社会的評価が高まることから、企業の理解がいただけるものと考えています。

問 14 恒常的なリサイクルシステムを構築してはどうか？

リサイクルの仕組みについては、国において、廃棄物・リサイクル対策の基本的枠組みを定める循環型社会形成基本法や容器包装リサイクル法、建設リサイクル法など、個々のリサイクル法が制定、施行されています。

県としては、これらリサイクル関連法の適正な実施に努めるほか、「循環型地域社会の形成に関する条例」を制定し、条例に定める各種施策を推進していくことにより、リサイクルできるものは、リサイクルできるような仕組みを、県民、事業者、行政が一体となって構築していこうとするものです。

問 15 リサイクルの推進に向けて税としても配慮してはどうか？

最終(埋立)処分のみ課税する産業廃棄物税は、それ自体リサイクルの促進のための経済的手法であり、リサイクルが進めば進むほど税負担が減るという意味で、リサイクルの推進に向けて配慮した税制度になっているものです。

問 16 個別リサイクル法との関係はどうなっているのか？

廃棄物に関しては、国レベルで既に包装リサイクル法、家電リサイクル法、食品リサイクル法及び建設リサイクル法などが整備されてきています。

各種リサイクル法による処理料金は、純粋にリサイクルに要する費用であり、産業廃棄物税とは法体系が異なる別個の経済的負担です。

これらの各種リサイクル法は、対象となる廃棄物を特定した規制的手法によるもので、産業廃棄物全般に対しての効果は期待できないものです。産業廃棄物について全体的に減量化・リサイクルを促進するために、この税の導入が生かされると考えています。

問 17 北東北三県の連携状況は？条例上異なる点はないのか？

導入の検討段階から共同で検討してきた結果、同様の趣旨および制度となっており、三県とも平成 14 年 12 月議会において可決され、条例の施行に関しても平成 16 年 1 月 1 日に同時に施行されています。

ただし、各県の個別の事情により、青森県、秋田県は非課税又は特例税率を設けています。

青森県：県が供給する工業用水のうち、河川の表流水を原水により供給している者から発生する汚泥を自社処理する場合は非課税です。

秋田県：公有水面埋立区域内に県が設置する最終処分場への指定副産物の搬入については、税率を 1 トンにつき 250 円に軽減します。

(標準税率は、1 トンにつき 1,000 円です。)

問 18 環境保全協力金との関係はどうなっているのか？

環境保全協力金は、産業廃棄物の広域移動という実態を基に、県外からの搬入の全て(リサイクル、中間処理、最終処分)に対して、搬入の実績に応じて納入いただくものです。

また、岩手県では、搬入事前協議においてリサイクル処理以外の産業廃棄物の搬入については、原則として、受け入れていません。

産業廃棄物税は、特に県内の産業廃棄物の発生抑制及びリサイクルへの取組みを支援することを目的として、最終(埋立)処分のみを対象に課税することとしたものですから、導入の目的が異なるものです。

環境保全協力金の金額

最終処分	500円/トン
中間処理	200円/トン
リサイクル	50円/トン

産業廃棄物税の税率

最終処分	1,000円/トン
------	-----------

第2 目的・用途

問1 産業廃棄物税の目的は何か？

産業廃棄物税は、産業廃棄物の発生の抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進に関する費用に充てることを目的としています。

税を課すことによって排出業者等に経済的負担を強いることとなりますが、税負担を軽減しようとする市場原理を活用し、産業廃棄物の発生抑制とリサイクルの促進等を図ろうとするものです。

問2 この税の用途は何か？

県民の意識改革、環境産業育成の支援、適正処理の推進、公共関与処理施設の整備等に充てることを考えています。

具体的な用途として、リサイクル、減量化技術の開発支援、第二クリーンセンター(仮称)の建設、不法投棄の未然防止対策の充実等が考えられていますが、緊急性やその時々必要性等を考慮しながら決定することとしています。

その他、発生抑制ソフト事業、処理施設の整備、監視・指導事業、リサイクル技術等の開発支援、再生品・再生資材の利用促進対策及び環境教育等の環境施策などがあります。

平成15年度から、事業者の方々による廃棄物の排出抑制等の取組を支援するため「産業・地域ゼロエミッション推進事業」を実施しています。

問3 不法投棄の処理の費用に充てるのか？

本税の用途は、産業廃棄物の発生抑制、減量化及びリサイクルの促進に係る施策などに充てるもので、直接不法投棄などの処理費用に充てることはありません。

問4 発生抑制よりリサイクル推進を目指してはどうか？

最終(埋立)処分に課税されること及び特別徴収制度を採ることから、直接的に産業廃棄物の排出事業者には発生抑制のインセンティブを与えるというよりは、減量化、リサイクルの促進にインセンティブを与える制度となっています。

問5 最終処分量の削減に繋がるのか？

焼却等の中間処理と埋立処分を比較して埋立処分費用のほうが安い場合、この状態を放置すると当然に埋立処分される量は削減されないものと考えられます。

そこで、焼却処分等の減量化のコストと埋立処分のコストの差を縮小させ、焼却等の中間処理を促進するために、埋立処分に対して負担を課して、最終処分量の削減を目指すものです。

問6 税収見込みはどうか？

平成11年度の最終処分量(推計値)は、662,251トン(岩手県廃棄物処理計画)ですが、最終処分量の減少見込み率を5.9%程度と見込み、さらに税の導入効果を30%程度と見込むと、平年度で3億円程度、平成15年度の税収は、平成16年1月1日から施行されることから、約6.1千万円と見込まれています。

ただし、実際の施行に当たっては、建設リサイクル法などの個別リサイクル法の施行や税の導入効果と併せて、さらなる最終処分量の削減が期待されることから、税収は減少する可能性があると考えられます。

第3 用語の意義

問1 産業廃棄物とは？

産業廃棄物とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)(以下「廃掃法」という。)第2条第4項に規定する産業廃棄物(燃え殻、汚泥、がれき類など)をいいます。
廃掃法には、産業廃棄物20種類、特別管理産業廃棄物5種類が規定されています。

問2 最終処分業者とは？

最終処分業者とは、廃掃法第14条第4項又は第14条の4第4項の規定による知事の許可(同法第14条の2第1項又は第14条の5第1項の規定による変更の許可を含む。)を受けて、産業廃棄物の埋立処分を業として行う者をいいます。

問3 最終処分場とは？

廃掃法施行令(昭和46年政令第300号)第7条第14号に規定する産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所をいいます。遮断型・安定型・管理型の3類型がありますが、岩手県内には現在のところ遮断型最終処分場はありません。

なお、産業廃棄物税条例においては、処分業として行わないいわゆる「自社処理」の最終処分場を含みますが、不法投棄した場所など本来最終処分すべきでない場所は除くものです。

問4 最終処分とは？

産業廃棄物税における最終処分とは、最終処分場における産業廃棄物の埋立てをいい、海洋投棄や再生を含まないものです。

問5 中間処理業者とは？

中間処理業者とは、発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程の途中において産業廃棄物を処理する者をいいます。

問6 中間処理とは？

中間処理とは、発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程の途中における産業廃棄物の処理をいいます。

具体的には、焼却、脱水、破碎等の処理があります。

問7 放射性廃棄物は、産業廃棄物に含まれるのか？

産業廃棄物税において産業廃棄物とは、廃掃法第2条第4項に規定するものをいい、放射性廃棄物及びこれによって汚染されたものは産業廃棄物に含まれません。

問8 関係法令が改正され、産業廃棄物の定義が変わったときはどうなるのか？

法令改正等により産業廃棄物の範囲や定義が見直された場合には、必要な改正を行うこととなります。
また、条例において5年を目途として、産業廃棄物税制度及び効果などを検証し、所要の見直しを行うことを規定しています。

問9 特別徴収とはどういう制度か？特別徴収義務者は誰になるのか？

特別徴収とは、地方税の徴収について便宜を有する者を特別徴収義務者として指定し、その者に納税義務者が負担すべき税を徴収させ、その徴収すべき税を納入させることです。

具体的には、最終処分業者が特別徴収義務者に指定され、排出事業者などの納税義務者が最終処分場に産業廃棄物を搬入したときに、処理料金と一緒に税を徴収することとなります。

なお、最終処分業者は、最終処分を開始しようとする日の5日前までに、特別徴収義務者としての登録申請が必要です。

問10 申告納付とは何か？

納税者が自らその納付すべき税の課税標準額及び税額を申告し、その申告した税を納付することを申告納付といいます。

具体的には、排出事業者の自社処分の場合や、中間処理業者が中間処理を委託された産業廃棄物の処理残さを自社の最終処分場に埋立処分する場合等は申告納付することとなります。

また、自社処分のための最終処分場を有する者は、最終処分を開始しようとする日の5日前までに、最終処分場の設置の届出が必要です。

問11 申告納入とは何か？

特別徴収義務者に指定された者が、その徴収すべき税の課税標準額及び税額を申告し、その申告した税金を納めることを申告納入といいます。

具体的には、最終処分業者が排出事業者又は中間処理業者等から最終(埋立)処分を直接委託された場合は特別徴収方式により徴収した税額を申告納入することとなります。

問12 申告納付と申告納入との違いは何か？

税の徴収方法として、納税者が自ら申告し税金を納付する「申告納付方式」と特別徴収義務者が納税義務者から徴収(一時的に税金を預かること)して申告し納入する「特別徴収方式」があります。

なお、後者の「特別徴収方式」による税金の納入の方法を「申告納入」といいます。

具体的には、最終処分業者が排出事業者等から最終処分を直接委託された場合は特別徴収方式により申告納入し、排出事業者の自社処分や中間処理業者が中間処理を委託された産業廃棄物の処理残さを自社の最終処分場に埋立処分する場合等は申告納付することとなります。

問13 産業廃棄物の発生抑制とは何か？

循環型社会形成推進基本法(平成12年法律第110号、同年6月2日施行)の理念に則り、産業廃棄物の発生そのものを抑制することをいいます。

問14 産業廃棄物の減量化の促進とは何か？

産業廃棄物の発生総量の低減を図ること(いわゆるリデュース)をいいます。具体的には、リサイクル及び中間処理による埋立の減量化が考えられます。

問15 産業廃棄物の減量化の促進とは何か？

産業廃棄物のうち有用なもの(循環資源)の全部又は一部を原材料として利用すること(いわゆるリサイクル)をいいます。

問 16 その他適正な処理の促進とは何か？

循環型社会形成推進基本法に基づき、再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用を行うこととし、その上で、処分しなければならない産業廃棄物は中間処理による減量化を図り、適正な最終(埋立)処分を行うことをいいます。

問 17 分別は中間処理に当たるのか？

「分別」は、収集運搬、中間処理、最終処分の一部と考えられますので、それぞれの処理の区分に準じて取り扱うこととなります。

第4 課税客体及び納税義務者等

問1 課税の対象は何か？

最終処分場に最終(埋立)処分のために搬入される産業廃棄物です。

問2 なぜ、産業廃棄物に限るのか？一般廃棄物には課税しないのか？

家庭ゴミ(一般廃棄物)の問題も産業廃棄物と同様、重要な問題ですが、一般廃棄物行政は、市町村がその処理責任を有するなど、主として市町村が担っています。

したがって県の目的税である産業廃棄物税の対象ではありませんが、県としては、技術的な支援、情報提供、市町村間にまたがる問題の調整などを通じて、今後とも市町村の主体的な取組みを支援していきたいと考えています。

問3 併せ産廃(一般廃棄物と産業廃棄物の混合物)を焼却した残さを産業廃棄物の最終処分場に埋め立てた場合の課税はどうするのか？

一般廃棄物には課税されませんので、焼却前重量などの合理的な基準によりあん分して産業廃棄物相当分の課税標準量を算定することとなります。なお、一般廃棄物の最終処分場に埋め立てた場合は課税されないこととなります。また、産業廃棄物の中間処理による残さ率は(社)岩手県産業廃棄物協会において設定しています。

問4 最終処分場に搬入後、掘り起こして、別の最終処分場に埋め立てたがどうなるのか？

掘り起こした物を再度産業廃棄物の最終処分場に搬入した場合は、課税要件である「産業廃棄物の最終処分場への搬入」に当たるため課税することとなります。

ただし、廃棄物処理法上で違法な処理である場合は、適正な処理を指導することになります。

問5 非課税制度や課税除外される産業廃棄物はないか？

産業廃棄物税の導入の目的及び税の基本原則である課税の公平性の観点や環境負荷の同一性の観点並びに、薄く広く負担することによってすべての事業者が産業廃棄物の適正処理に対する意識を高めることが肝要であると考えられることから、産業廃棄物の種類による軽減措置や零細な排出事業者であっても非課税等の特例措置や軽減措置は講じないことが適当であると考えています。

問6 不法投棄には課税にならないか？

産廃税条例において「最終処分場」とは、「産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所をいう」と規定されているところであり、いわゆる廃掃法の規定により許可を受けた場所をいうものです。

したがって、不法投棄された場合の不法投棄場所は最終処分場に該当しないことから産業廃棄物税を徴収することはできないものです。

なお、不法投棄させないように監視体制の強化などに取り組んでおります。

問7 生活上不可欠な下水道事業に伴う汚泥等は課税除外すべきではないか？

税の基本原則である課税の公平、簡素の観点から、特定の産業廃棄物に係る課税除外措置は講じないこととしたところです。

また、課税除外をする場合には、公益上の合理的な理由等が必要ですが、下水道事業が生活上不可欠であるというだけでは、他の産業廃棄物と区別して課税しないこととするだけの合理的な理由は見出しがた

いと考えています。

なお、下水道事業に伴う汚泥についても緑化基盤材やコンクリート原料としてリサイクルが可能なものと聞いているところであり、その場合には課税されません。

問8 零細な事業者に対しては、軽減措置を講じるべきではないか？

環境負荷の同一性、税の基本原則である課税の公平、簡素の観点や、特別徴収制度における徴収の便宜（最終処分場への搬入に係る産業廃棄物の識別に要する事務負担）等を考慮し、零細な排出事業者であっても軽減措置は講じないこととしたところです。

問9 自社処理については、特例措置を講じるべきではないか？

自社処理の場合はマニフェストの適用がないこと、計量設備が不十分なことなどから、「自社処理施設への非課税又は特例税率の適用等」の特例措置を講ずるべきとする考えもありますが、環境に対して同様に負荷を与える点及び課税の公平性の見地から「委託処理」と「自社処理」を区別することは適当でないと考えられます。

また、廃棄物処理法の規定においても排出事業者責任は、自社処理と委託処理とを問わず、同様に全うされるべきものとされており、この前提に立った上で、経済的手法として、産業廃棄物の発生の抑制やリサイクルの促進を図ろうとするものです。

問10 最終処分場に搬入された産業廃棄物を分別した結果、埋立できなかった物に対しては課税されるか？

産業廃棄物税条例においては、産業廃棄物の最終処分場への搬入が課税客体とされていることから、条例の規定としては課税対象とされます。

ただし、マニフェストは、処分が終了してから回付することとされていますが、最終(埋立)処分ができない場合は契約変更する必要がありますので、契約変更してマニフェストに記載する最終(埋立)処分量が確定した場合は、埋立処分した物のみ課税対象となります。

問11 1トン1円でもいくらでも、有価物であれば課税にならないか？

金額の多寡には影響されないものですが、常識的に運賃を含め、排出事業者が費用を負担する場合は産業廃棄物に該当し課税されるものと考えています。

問12 納税義務者（納税者）は誰になるか？

委託処理の場合は、最終処分場に産業廃棄物を搬入する者又はその搬入を委託した者（排出事業者又は中間処理業者等）が納税義務者になります。

自社の最終処分場に埋め立てる場合は、自らが納税者になります。

- 1 排出事業者が直接産業廃棄物の最終(埋立)処分を最終処分業者に委託した場合は、排出事業者が納税義務者となります。
- 2 中間処理業者が中間処理した(中間処理)産業廃棄物の最終(埋立)処分を最終処分業者に委託した場合は、中間処理業者が納税義務者となります。
- 3 排出事業者が産業廃棄物の中間処理と最終(埋立)処分を一括して中間処理（最終処分）業者に委託した場合で、その中間処理（最終処分）業者の所有する最終処分場に埋め立てる場合は、その中間処理（最終処分）業者が納税者となります。（その中間処理業者の自社処分という考え方によるものです。）
- 4 排出事業者が自ら設置する最終処分場で産業廃棄物の最終(埋立)処分をする場合には、その排出事業

者が納税者となります。

問 13 中間処理業者を納税義務者にする理由は何か？

中間処理業者が排出する焼却灰などの残さは、(中間処理)産業廃棄物とされています。

中間処理業者は、その処理技術でリサイクル率や減量化率を高めればそれに応じて税の負担額を逡減することが可能な立場にあり、最終(埋立)処分量削減へのインセンティブは排出事業者と同様に要請されるものです。

また、中間処理業者は、産業廃棄物の発生から最終処分が終了するまでの一連の処理工程の中において産業廃棄物を処理する者であり、排出事業者から委託を受けることで、排出事業者が負っている排出者責任の一部を受託分担する者といえます。

排出事業者からすれば、中間処理業者に対価を払って適正な処分を委託することにより自らの排出事業者責任の大方を果たしたことになり、中間処理業者は、適正処理を受託した以上、その処理の後で排出する中間処理産業廃棄物については、自らが責任を負うべきものと考えられます。

よって、中間処理産業廃棄物については、最終(埋立)処分される産業廃棄物の範囲内で納税義務があるものと考えられます。

問 14 直接排出業者に課税すべきではないか？

汚染者負担の原則(P P P)から言えば、排出業者に直接課税すべきですが、排出量の多寡にかかわらず全ての排出業者に申告義務を課した場合は納税義務者が膨大になり、微量排出業者にまで申告義務を課すことは事務経費(納税義務者が県内外、広範、膨大な数になる)等とのバランスから見ても合理的でないと考えられます。

排出事業者を納税義務者とする場合、徴収実務及び徴税費用の観点から、免税点制度を設けるなど、一定量以上の排出量を排出する事業者に限定せざるを得ないこととなります。

これは、産業廃棄物税導入の目的や税の理念である課税の公平性の観点から考えた場合適正とはいえないため、最終処分場への搬入の段階ではありますが、できる限り広く公平に負担を求めるべきと考えた上で本制度としたものです。

問 15 残余容量が少なく、現在埋立をしていないがどうすればよいか？

平成16年1月1日現在で残余容量がある最終処分場は全て登録する必要があります。ただし、現実に埋立処分を行っていない場合は、休業届を提出して申告を保留することができます。

問 16 登録申請しなければ特別徴収しなくてもよいか？

最終処分業者は特別徴収義務者に包括指定されますので、登録の有無に関わらず、特別徴収して申告納入しなければなりません。

第5 課税標準

問1 課税標準は何か？

産業廃棄物税の課税標準は、最終処分場に搬入する産業廃棄物の重量です。
したがって、一般家庭から生じる一般廃棄物等には、課税されません。

問2 重量の計測方法はどのようなのか？

基本的には、トラックスケール等の秤で計測することを想定しています。

問3 産業廃棄物の重量の計測が困難な場合とはどのような場合か？

トラックスケール等の秤がない場合や容器の個数、トラック 台等によって契約している場合など、マニフェストに重量で記載されない場合を想定しています。

問4 産業廃棄物の重量の計測が困難な場合にはどうするのか？

産業廃棄物の重量を計測するのが困難な場合は、その容積(体積)を計測し、規則で定める換算係数を乗じて得た換算重量を課税標準とすることとなります。

なお、公益法人である「(財)日本環境衛生センター」において算定したものを参考にして定めたものです。

問5 換算係数は独自の係数を使用してよいのか？

基本的に排出事業者と最終処分業者の双方が合意し、マニフェストに記載すべき重量を算定するための合理的な基準(換算係数)である場合は、その換算係数によって換算重量を算定して差し支えありません。

ただし、産業廃棄物税を逃れるためなど、規則に定める換算係数と著しく差がある場合は認容できませんので注意が必要です。

問6 産業廃棄物の種類が特定できない場合はどうするのか？

基本的には、個々の産業廃棄物によって判断しますが、特定できない場合などは、マニフェストに記載した種類によって分類することとなります。

したがって、その混合物の重量が不明の場合に適用する換算係数は、マニフェストに記載した代表的な物(主たる産業廃棄物)の換算係数を用いることとなります。

問7 複数の排出事業者を廻って、まとめて搬入する場合、それぞれの排出事業者ごとの重量が特定できないがどうするのか？

廃棄物処理法上は、排出事業者ごとにマニフェストにより処理の過程を明らかにして、排出事業者責任を明確にする必要がありますので、それに準じた取扱いをすることとなります。

問8 1か月分を一括して搬入している収集運搬業者に請求しているのに、各排出事業者ごとのそれぞれの産業廃棄物税は請求できないがどうするのか？

廃棄物処理法上は、排出事業者ごとにマニフェストにより処理の過程を明らかにして、排出事業者責任を明確にする必要がありますので、それに準じた取扱いをすることとなります。

問9 直接最終処分場に搬入する場合は？

ア 委託契約書へ産業廃棄物税をどのように織り込めばよいか。

契約の有無に関わらず、最終処分場へ搬入する際に1トンにつき1,000円の産業廃棄物税が確定し特別徴収される為、契約書に織り込む必要はありません。

イ 最終処分業者からの請求書について、処分費用と産業廃棄物税は別に請求されるのか。

処分料金と一体であるため、処分料金のみ支払って税金分は支払わないというようにはできません。また、基本的に産業廃棄物税込みの処理料金ということは想定してないものです。最終処分業者は、納税義務者から特別徴収していない場合であっても、(特別徴収して申告納入しなければならない)納税義務が発生しますので、立て替えて支払うことになります。一旦立て替えて申告納入した(支払った)としても、その税分は納税義務者に当然に請求される(納税義務を果たす)べきであると考えられます。

また、最終処分業者に対しては、請求書又は領収書には、処理料金とは別に産業廃棄物税額を明示するよう指導しているところです。

ウ 処分委託費を一括支払い(数ヶ月毎や半期毎等)している場合、産業廃棄物税も一括して処理業者に支払えるのか。

毎月前月分を申告納入することとなりますが、申告納入期限までに処分料金及び産業廃棄物税を領収できない場合は、申告納入期限から2ヵ月間に限り徴収猶予の申請をすることができることとなっています。ただし、2ヵ月を越えてから領収する分については、最終処分業者が立て替えて支払いをしなければならないこととなります。また、産業廃棄物を最終処分場へ搬入したときに税が発生しますので、税そのもの前払いということは想定してないものです。

問10 中間処理業者に委託する場合は？

ア 委託契約書へ産業廃棄物税をどのように織り込めばよいか。委託契約単価へ上乗せすればよいか。または産業廃棄物税として区別するのか。

中間処理施設に搬入するときは、中間処理業者は産業廃棄物税として徴収することはできません。したがって、処理料金に上乗せすることが想定されています。ただし、中間処理された後に埋立処分される量は、産業廃棄物の種類、処理の形態、処理施設の性能などによって異なるため、一定の料金を上乗せするか、後日負担(清算)するかの選択は可能なものと考えられます。

イ 中間処理業者に処理を委託した場合、処理後の残さに対して産業廃棄物税相当分を負担することになるのか。また、その場合、三重県のように処理施設に応じた処理係数を示されるのか。

【三重県の条例】 焼却・脱水：0.1 乾燥・中和：0.3 油水分離：0.2 これ以外の施設：1.0

上記アと同様ですが、三重県のように中間処理施設に搬入したときは課税されませんので、処理施設によって処理係数を乗じて積算することは必要ありません。ただし、産業廃棄物税として直接徴収されることはありませんが、中間処理施設に搬入した産業廃棄物を処理した後に埋立処分される量に応じた税相当分を請求されることは考えられます。

中間処理施設に搬入した産業廃棄物を処理した後に埋立処分される量(いわゆる残さ、その割合を「残さ率」という。ただし全量を埋立処分するものとした場合)は、産業廃棄物の種類や処理方法によって異なるのが一般的なので、一律に定めることは困難です。

なお、参考までに、残さ率については、(社)岩手県産業廃棄物協会において「産業廃棄物中間処理による標準減量化率」として定めています。

ウ 中間処理業者へ混合廃棄物の処理を委託する場合、一式として産業廃棄物税を織り込むのか、品目ごとに織り込むのか。

仮に残さ率によって、負担額を積算する場合は、産業廃棄物の種類、処理の方法は特定しなければ積算できないため、表に定めた種類程度の特定は必要となります。

問 11 自社処分場に搬入する場合は？

ア 申告納付の方法はどのようになるのか。また、申告書の様式等は示されるのか。

最終処分場に搬入する都度、課税標準となる重量及び税額を記帳し、それを1か月分まとめて翌月末日までに申告納付することとなります。申告書の様式は規則によって定めており、記載すべき帳簿の様式についても、参考までに課税標準量に関する明細書（管理表）についても事務処理要領によって定めています。

問 12 請負工事の場合は？

ア 複数工事の産業廃棄物を一括して処分する場合、または単一工事の産業廃棄物を複数回にわたり処分する場合、それぞれの工事において計画発生量相当の課税分を上乗せして請負工事業者に支払うことで問題ないか。

岩手県の産業廃棄物税は、産業廃棄物を最終処分場へ搬入するときに税が発生するため、前払いということは想定していませんが、産業廃棄物税相当額として契約は積算されることは差し支えありません。ただし、その算定に当たっては、減量化などの適切な処理を行った上で最終処分しなければならない量が的確に見込まれる必要があるため、技術的な積上げが求められているところです。なお、その場合であっても、本来負担すべき税額が適正であるかどうかをマニフェスト、請求書及び領収書などで確認することが肝要であると考えています。

また、最終処分業者に対しては、納税義務者が負担した税額を確認できるように、請求書及び領収書に、処分料金とは別に産業廃棄物税額を明記するよう指導しているものです。

イ 大規模な請負付託工事においては、請負工事費の納入が申告納入以降となるが、申告納入期限の緩和はできないのか。

申告納入期限の延長の制度はありませんが、申告納入期限までに特別徴収義務者が処理料金及び産業廃棄物税を領収できない場合は、申告納入期限から2ヵ月間に限り徴収猶予の申請をすることができます。したがって、請負工事費及び産業廃棄物税の支払いが2ヵ月を越える場合は特別徴収義務者（最終処分業者）が立て替えて申告納入する必要があります。

第6 税率

問1 税率はいくらか？

産業廃棄物の重量1トンにつき、1,000円です。

問2 税率はどのようにして設定したのか？

次の点を総合的に検討した結果、北東北三県で合意のうえで導入を図ったものです。

- 1 産業廃棄物の発生抑制、減量化、再資源化等のインセンティブを与えること。
- 2 最終処分業者を圧迫しないこと。既存の処理料金との均衡を考慮した水準であること。
- 3 運搬コストを考えたとき、県外へ産業廃棄物が流出しない水準であること。
- 4 他県との均衡を失しないこと。

問3 税額の端数はどのように計算するのか？

産業廃棄物税の確定金額に1円未満の端数があるとき、又はその全額が1円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

問4 なぜ1円未満を切捨てとしたのか？

特別徴収等に係る法定税目（県民税利子割、道府県たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税、旧特別地方消費税）と同様、特別徴収に係る産業廃棄物税についてはその預り金的な性格にかんがみ1円未満切捨てとしたものです。（地方税法第20条の4の2、地方税法施行令第6条の17）

なお、申告納付についても同様です。

問5 処理料金が品目によって異なるのに、税率が同一なのは不公平ではないか？

産業廃棄物の処理契約状況及び課税事務の簡素化を考慮し、最終処分場への埋立処分の環境に与える負荷を計量する方法として、廃棄物の重量を課税標準としたものです。

この税は、産業廃棄物の量を減らすことが目的ですから、従価税ではなく従量税として環境負荷に比例した負担としたものです。

問6 免税点を設けるべきではないか？

中小事業者は財政基盤が脆弱であることに配慮し免税点を設定する方法もありますが、税の基本理念としての公平性の原則や産業廃棄物対策としての本税の導入目的の趣旨からすれば免税点を設けない制度のほうが望ましいと考えたものです。

第7 徴収手続き等

問1 徴収の方法はどのようなものか？

最終処分業者に産業廃棄物の埋立処分を委託した場合には、最終処分業者が処理料金と合わせて税金を徴収し、その税金を県に納入する特別徴収方式としております。

また、排出事業者又は中間処理と最終処分を併せて行う業者自らが所有する最終処分場に埋立処分する場合には、その業者が直接県に申告納付することとなります。

問2 なぜ特別徴収方式を採用したのか？

まず、北東北三県同一制度で導入することを考えた場合、二重課税の問題が発生しにくい埋立段階課税を選択しました。また、排出事業者等個々が申告し納税する制度を採用した場合には、県内の数万の事業者が申告(納税)することとなります。税収と納税義務者の事務負担・徴収コストを勘案すると、実務上、免税点制度を導入して少量の排出事業者を課税対象から除外することとなり、税の導入目的及び課税の公平性を損う可能性がありますので、最終処分業者を特別徴収義務者とする特別徴収方式が適当であると考えたものです。

問3 徴収の便宜を有する場合とは、どのような場合か？

徴収の便宜を有する者とは、課税対象となっている行為につき代金を受け取るということだけではなく、税の徴収について最終的な責任を有し、その徴収金を確保できる立場にある者であることが必要です。

最終処分業者を特別徴収義務者に指定することで十分であると考えられますが、例えば、本店が他県に所在し、県内の最終処分場に管理人を置いている場合のように、本店よりも最終処分場の管理人が徴収の便宜を有すると判断される場合にはその管理人が該当します。

問4 申告納入の手続きは具体的にはどうするのか？

最終処分業者は、最終処分の委託を受けた産業廃棄物(中間処理産業廃棄物を含みます。)が最終処分場に搬入された場合には、当該委託を受けた排出事業者又は中間処理業者から処理料金と合わせて税金を徴収し、毎月、一カ月分を取りまとめて、翌月末日までに、最終処分場の所在地を管轄する地方振興局長にその課税標準量、税額などを記載した納入申告書を提出し、その税額を納入することとなります。

問5 自社処理の場合は、なぜ申告納付方式なのか？

排出事業者が自ら設置する最終処分場において産業廃棄物の埋立処分を行う場合、又は中間処理業者が処理の委託を受けた産業廃棄物の中間処理をして自らが設置する最終処分場で産業廃棄物の埋立処分を行う場合には、あらためて産業廃棄物の最終処分の委託が行われないことやマニフェストが作成されないことから課税標準量などの把握が困難であるため、自らが納付すべき税額の計算をしていただく申告納付方式としたものです。

問6 申告納付の手続きはどのようにするのか？

自ら設置する最終処分場への毎月の産業廃棄物の搬入量を取りまとめ、その搬入量に応じた税額を計算し、翌月末日までに、最終処分場の所在地を管轄する地方振興局長に課税標準量、税額等を記載した納付申告書を提出し、その税額を納付することとなります。

問7 本税の申告時期及び納入（納付）時期はいつか？

毎月定期的に申告納入（納付）をしていただくこととなります。

前月の初日から末日までの間における申告すべき産業廃棄物税について、毎月末日までに「申告納入（納付）書」により、申告して納めることとなります。

問8 申告納入期限までの期間が短すぎるのではないかと？

軽油引取税などの他の地方税である間税と同様の期間としたものですが、申告納入期限までに領収できない場合は徴収猶予の制度を設けています。

問9 課税地は何処になるのか？

基本的には最終処分場の所在地を管轄する地方振興局ですが、事務処理の都合などにより、希望する地方振興局に課税地指定をすることができます。

問10 排出事業者が、最終処分場に直接搬入したときはどうなるのか？

排出事業者が納税義務者となり、特別徴収義務者である最終処分業者に対して、処分料金と一緒に税を納めることとなります。

問11 中間処理施設に搬入したときはどうなるのか？

中間処理施設に産業廃棄物を搬入したときは課税対象となりませんが、中間処理後の中間処理産業廃棄物を最終処分場に搬入したときに税が発生し、中間処理業者が納税義務者（納税者）となります。

問12 問11の場合、排出事業者は税を負担しなくてもいいのか？

直接的な納税の義務はありませんが、税を負担した中間処理業者は、処理料金に税相当分を転嫁（上乗せ）して、排出事業者に処理料金を請求することになると考えられるため、その場合は排出事業者は間接的に税を負担することとなります。

問13 中間処理業者はどのようにして税を転嫁するのか？

産業廃棄物税は、産業廃棄物を最終処分場に搬入した段階で課税されるため、中間処理業者は税を直接徴収することはできません。

ただし、中間処理業者は、中間処理後の産業廃棄物（中間処理産業廃棄物）を最終処分場に搬入した場合に産業廃棄物税を負担することになりますから、中間処理料金に当該税分をコストとして反映させることによってこれを回収（転嫁）することができます。

つまり、排出事業者から直接税としては徴収できませんが、できる限りの減量化の努力をしたうえで、税相当分について転嫁できるように排出事業者と十分に協議する必要があります。

スムーズに転嫁されることによって、中間処理業者を通じて、実質的には排出事業者にコスト削減のインセンティブが働くことが期待されています。

問14 特別徴収義務者の登録制度とはどのようなものか？

最終処分業者又は特別徴収義務者として指定された者は、最終処分を開始しようとする日の5日前までに、特別徴収義務者としての登録の申請をすることとされています。

本税の適正な執行を行うために、特別徴収義務者の名称、最終処分場の所在地、最終処分場の設備の概

要及び埋立開始年月日等に関する登録をしなければなりません。

なお、これらの登録事項に変更が生じた場合には、変更の申請が必要です。

登録をした特別徴収義務者に対しては特別徴収義務者である旨の証票を交付します。これは、本税の特別徴収義務者であることの、公の確認の証として、証票を交付するものです。

問 15 最終処分場の設置等の届出制度とはどのようなものか？

自社処分の最終処分場を有する者は、最終処分を開始しようとする日の5日前までに、最終処分場の設置届出をすることとされています。

排出事業者が自ら設置する最終処分場又は中間処理業者が自ら設置する最終処分場について、設置者の名称、最終処分場の所在地、最終処分場の設備の概要及び埋立開始年月日等に関する届出をしなければなりません。なお、これらの届出事項に変更が生じた場合には、変更の届出が必要です。

問 16 申告期限までに、取引先から入金がない場合、申告納入はどうするのか？

一般に、特別徴収義務者は、税を徴収していなくても徴収すべき税額を県に申告して納入する義務がありますので、徴収すべき税額の全額について申告納入する必要があります。

問 17 徴収猶予とはどのような制度か？

売掛金が回収できないことなどにより納税が困難であると認められる場合には、申請により申告納入期限から2か月間を限度にその徴収を猶予する制度です。

申告と同時に徴収猶予申請書に売掛明細などを記載した徴収猶予申請額計算書を添付して申請する必要があります。

問 18 申告期限後から徴収猶予期限前に入金見込みの分は猶予対象となるか？

売掛金が回収できない期間に限られますので、手形などにより申告期限までに納入がないことが確実なものについて、2ヶ月間を限度として対象となります。したがって、申告納入期限後1ヶ月で入金見込みの分を2ヶ月間の徴収猶予を受けることはできません。

問 19 取引先が倒産して売掛金の回収ができない場合はどうするのか？

特別徴収義務者は、税を徴収していなくても徴収すべき税額を県に申告して納入する義務がありますが、取引先が倒産して売掛金の回収ができなくなったことなどにより、処理料金及び税額の全部又は一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認められる場合には、特別徴収義務者の申請により、既に納入されているときはこれに相当する額を還付することとし、まだ納入されていないときはその納入の義務を免除することとしています。

問 20 期限後申告の場合はどうなるのか？

他の税目と同様に、特別徴収義務者又は納税者が納入(納付)期限後に申告書を提出した場合には、不申告加算金の対象となります。

また、納入(納付)期限の翌日から納付した日までの日数に応じた延滞金も負担しなければなりません。

問 21 過少申告や不申告の場合はどうなるのか？

他の税目と同様に、提出された申告書又は修正申告書に記載された課税標準額又は税額が調査したところと異なる場合には更正処分の手続きを、申告書を提出しなかった場合には決定処分の手続きを行うこと

になります。

この場合には、更正処分による不足金額又は決定処分による税額を指定された納期限までに納めていただくこととなります。

また、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び延滞金を負担しなければならない場合もあります。

問22 徴税コストが多大にかかるのではないかと？

最終処分場への搬入（埋立）量を課税標準として最終処分業者を特別徴収義務者として指定する制度であり、事業者数も限られるためコストは一定の徴税コストにおさまるものと考えています。

最終処分業者数（自社処分のみ排出事業者を含む） 38者

最終処分場 41ヵ所

（平成16.1.1現在登録者数）

問23 最終処分業者の事務負担が多大ではないかと？

できるだけ簡素な税制度を目指したのですが、最終処分業者には特別徴収義務者として、次のような事務を行っていただくこととなります。

- 1 事前に特別徴収義務者としての登録をして、証票を最終処分場に掲示します。
- 2 納税義務者から徴収した税を、一月分まとめて翌月末日までに県に申告納入します。
- 3 産業廃棄物の搬入が行われた日ごとの産業廃棄物税の課税標準たる重量及び税額等を記載した帳簿を5年間保存していただきます

新たな事務として、産業廃棄物税の徴収、保管、申告事務及び種類ごとの集計作業が必要になるなど事務量の増大が懸念されますが、できる限り簡素な税制度として事務量が過大にならないように配慮した制度であるとと考えています。

この特別徴収義務者の事務負担については、特別徴収交付金等の何らかの対策を講じたいと考えてきたところであり、特別徴収交付金について三県において協議のうえ決定したものです。

問24 便乗値上げなどで処理料金が過大に上がるのではないかと？

産業廃棄物税の導入目的である産業廃棄物の発生抑制や減量化に寄与しない値上げ（特に便乗値上げ）はできるだけ避けて欲しい旨産業廃棄物協会などに要請しているところです。ただし、産業廃棄物税に係る帳簿や申告納入等の増加による経費も見込まれることから、業者によっては、多少の処理料金の値上げもやむを得ないもの物と考えられます。

第8 特別徴収義務者及び納税者の帳簿の記載義務及び保存義務

問1 帳簿の記載義務及び保存義務とはどのようなものか？

特別徴収義務者は最終処分場への産業廃棄物の搬入について、その搬入が行われた日ごとに、搬入者ごとの産業廃棄物税の課税標準たる重量、税額などについて整然と、かつ、明りように記載した帳簿をその帳簿の閉鎖の日の属する月の末日の翌日から1月を経過した日（概ね申告期限です。）から5年間保存しなければならないこととなっています。

また、同様に納税者も最終処分場への産業廃棄物の搬入について、その搬入が行われた日ごとの産業廃棄物税の課税標準量、税額などを記載した帳簿をその帳簿の閉鎖の日の属する月の末日の翌日から1月を経過した日から5年間保存しなければならないこととなっています。

問2 なぜ保存義務を課すのか？

特別徴収義務者又は納税者が帳簿書類を備え付けて、これに一定の事項を記載することにより、それを基礎とした適正な申告を担保するため、保存義務を課するものです。

問3 廃棄物処理法による保存義務との関係は、具体的にどう異なるのか？

産業廃棄物税の課税標準量、税額等を記載した帳簿については、この帳簿を基礎として産業廃棄物税に関する申告を行うことができるよう記載し、保存していただくものです。

なお、廃棄物処理法においては、適正処理及び責任の明確化の担保として産業廃棄物の処分の業の許可を受けた者は、事業場ごとに帳簿を備え毎月末までに、前月分の産業廃棄物の受入れ又は処分年月日、受入先ごとの受入量及び処分方法ごとの処分量等を記載し、1年ごとに閉鎖の上、5年間事業場ごとに保存することとされています。

問4 なぜ保存期間が5年間なのか？

地方税法の規定により、税の課税標準、税額又は加算金の額を減少させる更正(決定)を行う場合は、法定納期限の翌日から起算して5年を経過する日までとされていることや処分の委託をする場合に発行する産業廃棄物管理票(マニフェスト)の保存期間が5年間とされていることによるものです。

問5 具体的にいつから5年間なのか？

特別徴収義務者又は納税者が産業廃棄物税の課税標準量等を記載した帳簿については、その帳簿の閉鎖の日の属する月の末日の翌日から1月を経過した日から5年間保存することとしています。具体的には、産業廃棄物税の課税標準量等を記載した帳簿を1年ごとに閉鎖し、閉鎖日の翌々月の初日から5年間保存することになります。

問6 帳簿の内容はどのようなものか？

現在作成しているマニフェスト等の最終処分場への産業廃棄物の搬入数量等を記載した帳簿を利用して、その搬入が行われた日ごとの産業廃棄物税の課税標準及び税額などを記載した帳簿を作成していただきます。

具体的な記載事項は、規則で定めるとともに、参考様式は、事務処理要領で定めています。

問7 帳簿を保存しないと罰則はあるか？

帳簿の保存に関する罰則はありませんが、産業廃棄物税の課税標準又は税額が調査したところと異なることがないように、課税標準量、税額等を明らかにした帳簿を保存することが必要です。

問8 電磁記録による書類の保存は、具体的にどのようにするのか？

帳簿の内容が規則で定めた記載事項が網羅されている必要があります。ただし、事前に局長に対して申請する必要があります。

問9 請求書や領収書は、具体的にどのようにすればよいのか？

産業廃棄物税の導入の目的を達成するため、納税義務者に対しては請求書又は領収書などに産業廃棄物税額を明記する必要があります。

問10 自社処理分については、計量も帳簿も記載しなくてよいのか？

委託処理及び自社処理の区分に関わらず、帳簿の記載事務と保存義務があります。

自社処理分についても、産業廃棄物を最終処分場に搬入した都度税額が発生することとなりますので、委託分も自社処理分も計量して帳簿に記載する必要があります。なお、委託分と自社処理分がある場合には、区分して帳簿に記載する必要があります。

第9 その他

問1 会計システムの変更などに対して、助成措置等はあるか？

特別徴収義務者の事務負担に対しては、特別徴収交付金を交付することとしています。

問2 特別徴収交付金の交付率又は金額はどの程度か？

特別徴収交付金については、具体的には軽油引取税の特別徴収交付金の交付率（特別徴収税額のうち納期内納入額及び徴収猶予申請額のうち徴収猶予期間内の納入額の計×2.5%）を基本として、北東北三県で調整したものです。

問3 公共事業などの事業費中、産業廃棄物処理費用に産業廃棄物税相当分を計上してもらえないか？

趣旨については、庁内関係部局説明会などで要請しているところです。また、県土整備部については個別に要請しています。

また、国土交通省東北地方整備局及び県内各市町村に対しても同様の要請をしているところです。

問4 納税者でも納税義務者でもない産業廃棄物業者が産業廃棄物税相当分を負担しなくてもよいように排出事業者に周知を図るべきではないか？

県建設業協会、県工業クラブ、産業廃棄物協会などを通じてポスター、リーフレットなどを配付して要請しています。また、収集運搬業者、中間処理業者及び最終処分業者からも契約先に個別にリーフレットを配付し要請したところです。

問5 公共事業で建物等を解体した場合などはどうなるか？

この場合、リサイクルできるものと直接最終(埋立)処分する産業廃棄物と中間処理後に最終(埋立)処分する産業廃棄物の3つに分けて考える必要があります。

リサイクルできるものは当然課税されませんが、直接最終(埋立)処分する産業廃棄物の場合は、最終処分場に搬入したときに税が発生しますから、搬入した重量1トンにつき1,000円の産業廃棄物税を処理料金と一緒に支払うことになります。

一方、中間処理後に最終(埋立)処分する産業廃棄物の場合は、中間処理業者が税相当額を処理料金に上乗せして回収(転嫁)するものと考えられますので、処理料金に含まれる形で排出事業者が税相当分を負担することになるものと考えられます。

例えば、リサイクルできるもの	300トン	} 最終処分量
直接最終処分するもの	50トン	
中間処理するもの	800トン(残さ80トンは埋立)	
		130t (50t+30t)

とした場合、最終処分する130トン分について、130,000円の産業廃棄物税が発生します。

つまり、直接最終(埋立)処分する産業廃棄物の場合は、排出事業者である解体工事請負業者が納税義務者となり、産業廃棄物税50,000円を直接負担することとなります。

次に、中間処理を委託した産業廃棄物の場合は、中間処理業者が中間処理後の残さを最終(埋立)処分される際に課税されることとなり、その税相当額80,000円を排出事業者負担を求めると考えられるため、排出事業者は処理料金の一部として間接的に負担することとなるものと考えられています。

ただし、排出事業者である解体工事請負業者も税相当分を発注者に負担を求めると考えられるため、一定の産業廃棄物税相当分は発注者に負担が及ぶものと考えられています。

工事の発注に当たっては、予算計上するとともに完了後に産業廃棄物税を含めた産業廃棄物処理費の検証が必要であり、発注者もマニフェスト及び領収証などを確認し負担した税額の行方や産業廃棄物の適正処理に気を配ることが必要です。

問6 平成16年1月時点で既に契約済み、または発注済のものについては課税対象となるのか？課税対象となればどのように対応すればよいのか。

岩手県産業廃棄物税は、平成16年1月1日以後に最終処分場に搬入される産業廃棄物に対しては、例外なく課税されます。その産業廃棄物税相当額が多額になる場合は、請負業者などから変更契約を求められることが想定されます。

問7 産業廃棄物税に対する消費税については、どのような取扱いになるのか？

特別徴収義務者たる最終処分業者が処分料金とは別に預かり金勘定などで産業廃棄物税を明確に区分経理している場合は、産業廃棄物税額には消費税は課税されません。

ただし、中間処理業者などの場合のように、処理料金に含まれている場合には、転嫁した産業廃棄物税相当分を含む総額が消費税の課税対象となります。

問8 産業廃棄物税の税率は1,000円/トンということですが、1トン未満の産業廃棄物についての課税についてはどのようにするのか？

税額に1円未満の端数が生じた場合は切り捨てますから、現実には1キロ単位が最小単位となります。つまり、1円/1キロということになります。

問9 マニフェストに重量以外で記載されている場合があるが、重量換算をどのようにすればよいのか？

重量を計量できない場合は、容量に規則で定めてる換算係数を乗じて積算します。

問10 排出事業者の委託数量と中間処理業者及び最終処分業者の処理数量との検証や、中間処理業者及び最終処分業者等の申告納入（納付）に対する検査（調査）はどうするのか。

〔関連〕 発注者及び委託者としての納税確認及び排出事業者としての納税確認はできるのか？

全ての取引を照合調査することは困難ですが、一定の業者、一定の期間については、廃棄物処理法の適正処理の確認と併せて、申告内容の確認調査を実施する予定です。

まず、排出事業者が直接最終処分業者に委託する場合は、マニフェスト、請求書及び領収書の突合によって確認できると考えられます。

次に、工事の発注者の場合などは、課税されるまでの間に、排出事業者（請負事業者）、中間処理業者が介在することとなりますので、それぞれの現場から排出された産業廃棄物の状況を把握するとともにその処理過程及び税額の行方を請負事業者に明らかにするよう求める必要があると考えられます。

特別徴収義務者（最終処分業者に対しては、処理料金とは別に、産業廃棄物税額を明記した領収書を交付するよう指導しておりますので、その写し（控）をマニフェストとともに確認する方法などが考えられます。

問11 産業廃棄物処理業者等に対して産業廃棄物税に関する契約手続き等の周知はどのように行うのか？

事前調査や申告説明会などにおいて説明してきたところですが、さらに登録申請書の受付の際に個別に

説明を行ったところです。